個別建設事業の建築等の事前協議及び届出の流れ

対象規模：高さ１５m以上または延べ面積（築造面積）1,000㎡以上の建築物（工作物）または、公共公益施設等
対象行為：新築、増築、改築、移転、または従前の外観面積の２分の１を超える外観の変更（修繕、模様替え、色彩の変更）

設計変更が可能な時期

Ⅰ　事前相談

足立区 景観担当との打合せ

約１ヶ月～

Ⅱ　足立区景観条例第24条に基づく事前協議

1. 事前協議申請書の提出　（部会開催日の約2～3週間前までに提出してください）

2. 協議

景観審議会（調整部会） ⇄ 事業者（意見／回答）

※調整部会は、2ヶ月に1回程度開催
※協議内容によっては、複数回部会で審議するなど、時間がかかる場合があります。

3. 事前協議完了

（4. 景観審議会への協議完了報告）

建築基準法・都市計画法の許可又は認可等

建築基準法の確認申請又は計画通知

30日間

Ⅲ　景観法に基づく行為の届出

1. 行為の届出書の提出 ⇒ 2. 審査（1～2週間） ⇒ 3. 副本の返却

Ⅳ　行為の着手

Ⅴ　行為の完了

1. 完了届出書の提出

1. 景観審議会への完了報告

提出書類

事前協議時の提出書類 （ABC全て揃えたものを1部、部会審議用にCのみを20部）

A	事前協議申請書	様式あり（ホームページ参照）	【ホームページ】 https://www.city.adachi.tokyo.jp/toshi/machi/kekan/k-jizenkyogi.html
B	事前協議チェックリスト	様式あり（ホームページ参照） 配慮、工夫した点など、具体的に記入してください。	
C	説明資料一式	※以下、提出書類イメージ	
1	表紙	・計画名称、日付、目次など	
2	位置図・付近見取図	・当該敷地の位置及び周辺状況が分かる図面	
3	概要書	・計画地や事業の概要が分かる資料	
4	周辺状況写真	・当該敷地及び周辺状況が分かるもので、撮影位置を記載	
5	計画地の特性	・上位計画、歴史的背景、将来計画等の整理や、街並みの分析など	
6	コンセプト	・遠景・中景・近景に対する考え方、デザイン方針など	
7	配置図	・当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示	
8	着色立面図	・マンセル値、素材を記載した、4面の着色立面図 ・強調色、アクセント色を使用する場合は、外壁の各立面の見付面積に対する使用面積の割合を記載 ・上げ裏の色、サッシ、手摺、玄関扉の色、室外機等の位置も記載	
9	イメージパース	・植栽や外構物等もいれてください。 ・建物全体だけでなく、エントランス周辺やアイレベルでの見え方が分かるものもご用意ください。	
10	外構計画図	・ランドスケープコンセプトや具体的な樹種、大きさを記載 ・舗装材やベンチなど外構物のイメージがわかる資料	
11	参考資料 （必要に応じて添付）	・サイン、照明計画 ・景観シミュレーション（既存の街並みに完成予想図を組み込んだものや、周辺との関係が分かる断面図等） ・外壁素材のサンプル、模型写真など ・建築確認等の許認可、工事着手予定がわかるスケジュール	

景観法に基づく届出 （正副各1部）

提出書類については、「景観法に基づく手続きについて」の案内をご参照ください。

景観審議会への報告資料 （30部）

提出書類及び提出時期については、担当職員までお問い合わせください。

【お問い合わせ】 足立区 都市建設部 都市建設課 景観計画係（足立区役所北館3階）
電話：03－3880－5738　Eメール：tosi@city.adachi.tokyo.jp